



2026年3月31日

各位

会社名 株式会社ワンキャリア
 代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 宮下 尚之
 (コード番号: 4377 東証グロース)
 問合せ先 取締役執行役員CFO 木村 智明
 (TEL. 03-6416-4088)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社またはその他の関係会社の親会社の商号等

(2025年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
宮下尚之	支配株主（親会社を除く。）	39.75	16.36	56.11	—

2. 支配株主等との取引に関する事項

2025年12月31日時点では該当ありませんが、2026年3月11日に有償ストック・オプション（第4回新株予約権）（以下「本新株予約権」）を割り当てております。

会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
宮下尚之	当社代表 取締役	(被所有) 直接39.75% 間接16.36%	有償ストック・ オプション (第4回新株予約権)	90	—	—

(注) 議決権等の所有割合につきましては、2025年12月31日時点の数値になります。

3. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、当社の支配株主である代表取締役社長執行役員 CEO の宮下尚之氏を割当対象者の範囲に含めており、支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2026年3月31日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針によって決定されております。

「当社は支配株主との取引を原則として行わない方針であります。取引を検討する場合、少数株主の利益を損なわないよう、取引の理由やその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議の上意思決定をし、それが適正な職務権限と判断のもと業務が執行されたか

については、監査等委員会監査を通じて適正性を確保することにより、少数株主の保護に努めてまいります。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、当社内で定められた規則及び手続きに従って発行するものであります。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本新株予約権の内容が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反の疑義を回避するため、代表取締役社長執行役員 CEO の宮下尚之氏は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本新株予約権の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会で審議の上、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない取締役監査等委員（独立役員）である野村有季子氏、美澤臣一氏及び高橋治氏より、以下の事由により公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が採られており、当社の企業価値向上に寄与するものであることから、少数株主にとって不利益なものでないことについての意見書を 2026年2月24日付で得ております。

- ① 本有償ストック・オプション発行の目的は、当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力を更に高めることとしており、有償ストック・オプションの趣旨に照らして適切であること
- ② 当社の支配株主である代表取締役社長執行役員 CEO の宮下尚之氏への本新株予約権の付与については、本新株予約権の有償引き受けを通じて、さらなる中長期的な企業価値向上へのコミットメントを明確にすることが、有償ストック・オプションの趣旨に照らして適切であること
- ③ 発行内容及び業績条件等については、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであること
- ④ 発行手続きについては、代表取締役社長執行役員 CEO の宮下尚之氏は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加しておらず、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていること
- ⑤ 発行価格・権利行使価格については、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、評価に影響を及ぼす可能性のある前提条件を基礎としたうえで、一般的な算定手法を用いて算定したものであり、適切であること。

以 上